

設立当初の事業年度の事業計画書

第1事業年度：法人成立の日から2024（令和6）年9月30日まで

特定非営利活動法人どさんこコロ

1. 事業実施の方針

当団体は2022（令和4）年10月に任意団体として設立し、2022（令和4年）10月にどさんこコロ設立集会を、2023（令和5）年4月に電話相談員養成講座を実施した。

法人化後の第1事業年度では①電話相談と②面会活動を開始し、安定的な実施を目指す。また、面会スタッフ養成講座を開催したい。

2. 第1事業年度 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款に示す以下の事業のうち2023（令和5）年10月から2024（令和6）年9月に実施予定の事業は特に①②⑤⑦⑨である。

①精神科の入院者や通院者などから電話等で相談を受ける事業

②精神科の入院者に面会して支援する事業

③病院や施設を訪問し、医療と福祉の改善向上を図る事業

④安心できる医療と地域生活に役立つ情報の収集と提供

⑤精神保健医療福祉に関連する調査研究

⑥精神保健医療福祉に関連する政策提言および社会への提言

⑦メンタルヘルスに関する理解促進と差別解消を図る教育啓発

⑧障害者、家族、市民の交流を図る事業

⑨精神保健福祉法に基づく地域生活支援促進事業の受託

⑩上記の各号の内容を行政機関等から受託して行う事業

⑪その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

なお、行政からの事業受託は内定しているわけではなく、当法人としての目標であることを付記する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
①精神科の入院者や通院者などから電話等で相談を受ける事業	精神科病院に入院中、または退院した方、または、家族、関係者等からの電話相談	(A) 通年 (B) 札幌市内およびその近郊 (C) 電話相談日に5人の電話スタッフが待機	(D) 札幌市内およびその他の地域 (E) 毎月の利用予定者数10人	通信料として 年間 20,000 円 セキュリティ対策費： 91,000 円 雑費等： 10,000 円
②精神科の入院者に面会して支援する事業	病院での面会を希望する方への面会活動	(A) 通年 (B) 札幌圏 (C) 各回の面会スタッフは2人	(D) 札幌圏 (E) 毎月の利用予定者5～10人	面会活動交通費として 年間 120,000 円
③病院や施設を訪問し、医療と福祉の改善向上を図る事業	精神疾患の人々が病院や施設を安心して利用するために、病院等を訪問し関係者と懇談	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
④安心できる医療と地域生活に役立つ情報の収集と提供	病院や施設を安心して利用するための情報の収集と発信	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
⑤精神保健医療福祉に関連する調査研究	北海道の精神科病院の現況調査である630 調査結果の入手と分析	(A) 秋頃 (B) ホームページ上 (C) 1～3人	(D) ホームページ閲覧可能範囲 (E) 不特定多数	複写費： 10,000 円 入力アルバイト代 40,000 円
⑥精神保健医療福祉に関連する政策提言および社会への提言	精神保健医療福祉に関する問題が生じた場合に、意見書等の発信	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
⑦メンタルヘルスに関する理解促進と差別解消を図る教育啓発	電話スタッフ・面会スタッフ研修会等の開催	(A) 未定 (B) 札幌市 (C) 6～10人	(D) 札幌圏 (E) 20～30人	会場費： 10,000 円 講師謝礼・アルバイト代： 30,000 円 チラシ代： 10,000 円

⑧障害者、家族、市民の交流を図る事業	精神に障害のある人々と関係者のつどい等の実施	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
⑨精神保健福祉法に基づく地域生活支援促進事業の受託	入院者訪問支援事業受託に向けた面会スタッフ養成講座の実施	(A) 未定 (B) 札幌市 (C) 10人	(D) 札幌市 (E) 20~30人	会場費： 30,000円 講師旅費交通費： 200,000円 講師謝礼・アルバイト代： 90,000円 チラシ代： 10,000円 雑費等： 20,000円
⑩上記の各号の内容を行政機関等から受託して行う事業	行政機関等が計画する補助金事業等の受託	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
⑪その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	その他、精神に障害のある人々の権利擁護に関わる事業	第1事業年度の実施予定はなし	—	—

(2) その他の事業

定款に示すその他の事業のうち 2023（令和5）年10月から2024（令和6）年9月に実施予定の事業はない。

- ① 印刷物、映像等の制作および販売
- ② 講演会等のイベントの開催
- ③ 事業の実施および調査研究の請負
- ④ 物品の製造および販売

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 印刷物、映像等の制作および販売	精神に障害のある人々の権利擁護に関する書籍や映像の制作及び販売	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
② 講演会等のイベントの開催	精神に障害のある人々の権利擁護に関わるイベントの開催	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
③ 事業の実施および調査研究の請負	精神に障害のある人々の権利擁護に関する調査研究	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
④ 物品の製造および販売	本事業に関わる人々が制作する物品の販売	第1事業年度の実施予定はなし	—	—

第2事業年度の事業計画書

第2事業年度：2024（令和6）年10月1日から2025（令和7）年9月30日まで

特定非営利活動法人どさんこコロ

1. 事業実施の方針

札幌市が入院者訪問支援事業を計画し、委託先の選定を行う場合は、これまでの電話相談、面会活動の実績をもとにエントリーし、受託を目指す。

また、北海道の精神科病院事情や他県の精神医療人権センターの活動等を一般に紹介し、安心して精神科病院にかかることができるための情報提供に努める。

2. 第2事業年度 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款に示す以下の事業のうち、第2事業年度に実施予定の事業は特に①②④⑤⑨である。

①精神科の入院者や通院者などから電話等で相談を受ける事業

②精神科の入院者に面会して支援する事業

③病院や施設を訪問し、医療と福祉の改善向上を図る事業

④安心できる医療と地域生活に役立つ情報の収集と提供

⑤精神保健医療福祉に関連する調査研究

⑥精神保健医療福祉に関連する政策提言および社会への提言

⑦メンタルヘルスに関する理解促進と差別解消を図る教育啓発

⑧障害者、家族、市民の交流を図る事業

⑨精神保健福祉法に基づく地域生活支援事業の受託

⑩上記の各号の内容を行政機関等から受託して行う事業

⑪その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第1事業年度同様、行政からの事業受託は内定しているわけではなく、当法人としての目標である。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
①精神科の入院者や通院者などから電話等で相談を受ける事業	精神科病院に入院中、または退院した方、または、家族、関係者等からの電話相談	(A) 通年 (B) 札幌市内およびその近郊 (C) 電話相談日に5人の電話スタッフが待機	(D) 札幌市内およびその他の地域 (E) 毎月の利用予定者数10人	通信料として 年間 20,000 円 電話スタッフ謝礼 年間 360,000 円 セキュリティ対策費： 36,000 円 雑費等： 20,000 円
②精神科の入院者に面会して支援する事業	入院者訪問支援事業の受託と病院での面会を希望する方への面会活動	(A) 通年 (B) 札幌圏 (C) 各回の面会スタッフは2人	(D) 札幌圏 (E) 毎月の利用予定者5～10人	面会活動交通費として 年間 360,000 円 面会スタッフ謝礼 年間 480,000 円 資料・チラシ代： 20,000 円
③病院や施設を訪問し、医療と福祉の改善向上を図る事業	精神疾患の人々が病院や施設を安心して利用するために、病院等を訪問し関係者と懇談	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
④安心できる医療と地域生活に役立つ情報の収集と提供	630調査結果の公表、他県の精神医療人権センターの活動の紹介等、精神医療に関する権利擁護についての情報提供	(A) 随時 (B) ホームページ上 (C) 1～3人	(D) ホームページ閲覧可能範囲 (E) 不特定多数	ホームページ管理料 26,400 円
⑤精神保健医療福祉に関連する調査研究	諸外国における精神科病院入院者の権利擁護活動の情報入手と分析	(A) 随時 (B) ホームページ上 (C) 1～3人	(D) ホームページ閲覧可能範囲 (E) 不特定多数	複写費（調査研究資料）： 10,000 円
⑥精神保健医療福祉に関連する政策提言および社会への提言	精神保健医療福祉に関する問題が生じた場合に、意見書等の発信	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
⑦メンタルヘルスに関する理解促進と差別解消を図る教育啓発	電話スタッフ・面会スタッフ研修会等の開催	第1事業年度の実施予定はなし	—	—

⑧障害者、家族、市民の交流を図る事業	精神に障害のある人々と関係者のつどい等の実施	第 1 事業年度の実施予定はなし	—	—
⑨精神保健福祉法に基づく地域生活支援促進事業の受託	入院者訪問支援事業 受託に向けた面会スタッフ養成講座の実施	(A) 未定 (B) 札幌市 (C) 10 人	(D) 札幌市 (E) 40~50 人	パート職員給与（事業運営分）：630,000 円 会場費：40,000 円 講師旅費交通費：80,000 円 講師謝礼・アルバイト代：120,000 円 雑費等：10,000 円
⑩上記の各号の内容を行政機関等から受託して行う事業	行政機関等が計画する補助金事業等の受託	第 1 事業年度の実施予定はなし	—	—
⑪その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	その他、精神に障害のある人々の権利擁護に関わる事業	第 1 事業年度の実施予定はなし	—	—

(2) その他の事業

定款に示すその他の事業のうち 2024（令和 6）年 10 月から 2025（令和 7）年 9 月に実施予定の事業はない。

- ① 印刷物、映像等の制作および販売
- ② 講演会等のイベントの開催
- ③ 事業の実施および調査研究の請負
- ④ 物品の製造および販売

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：円)
① 印刷物、映像等の制作および販売	精神に障害のある人々の権利擁護に関する書籍や映像の制作及び販売	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
② 講演会等のイベントの開催	精神に障害のある人々の権利擁護に関わるイベントの開催	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
③ 事業の実施および調査研究の請負	精神に障害のある人々の権利擁護に関する調査研究	第1事業年度の実施予定はなし	—	—
④ 物品の製造および販売	本事業に関わる人々が制作する物品の販売	第1事業年度の実施予定はなし	—	—